

2020年12月21日

「永平寺町ならびに北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社の 地方創生に関する包括連携協定」の締結について

永平寺町
北陸電力株式会社
北陸電力送配電株式会社

永平寺町（町長：河合 永充）ならびに北陸電力株式会社（執行役員 福井支店長：村田 良昭）および北陸電力送配電株式会社（執行役員 福井支社長：古田 勝）は、本日、「地方創生に関する包括連携協定」を締結いたしました。

本協定は、永平寺町ならびに北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社が相互に連携しながら地域が抱える課題やニーズに対応し、地方創生に寄与することを目的に締結するものです。

【連携事項】

1. 地域の安全安心、災害対策に関すること
2. 環境・エネルギーに関すること
3. 観光振興・まちづくりに関すること
4. 産業の創出や活性化に関すること

<別紙1> 包括連携協定の締結内容（概要）

<別紙2> 包括連携協定書

【お問い合わせ】

永平寺町：総務課

(電話) 0776-61-3941

北陸電力：福井支店 総務部総務地域チーム

(電話) 0776-29-6966

北陸電力送配電：福井支社 総務担当

(電話) 0776-25-8723

2020年12月21日
永平寺町
北陸電力株式会社
北陸電力送配電株式会社

「永平寺町ならびに北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社の地方創生に関する包括連携協定」の締結内容（概要）

3者は、この包括連携協定に基づき、地域が抱える課題やニーズに対応し、地方創生に寄与することを目的として、以下の4つの連携事項について検討・推進して参ります。

1. 地域の安全安心、災害対策に関すること

- ① 情報連絡など災害の未然防止に向けた相互の連携
- ② 災害発生時の電源確保に関する協力
- ③ 地域防犯活動への協力
- ④ 子どもや高齢者等に対する地域見守り活動の推進



電源車による災害時の復旧作業



防犯カメラ設置



こども 110 番の車



2. 環境・エネルギーに関すること

- ① 省エネルギーへの協力
- ② エネルギーに関する教育・啓発活動の実施
- ③ 再生可能エネルギー等の利活用の推進
- ④ IoT を活用した水道メーターの自動検針化に向けた検討
- ⑤ 環境美化活動への協力



省エネコンサル



花いっぱい運動

3. 観光振興・まちづくりに関すること

- ① 永平寺町が主催する地域イベントへの協力
- ② スポーツ振興への協力
- ③ 地元の特産品斡旋や観光振興への協力
- ④ 住民・事業者・行政が協働して進める景観づくりへの協力



九頭龍フェスティバル
大燈籠ながし



ハンドボール教室

4. 産業の創出や活性化に関すること

- ① 雇用の促進及び賑わい創出への協力

永平寺町ならびに北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社の
地方創生に関する包括連携協定書

(協議)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の定める事項に関して疑義等が生じた場合は、3者協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、3者それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

永平寺町（以下「甲」という。）ならびに北陸電力株式会社（以下「乙」という。）および北陸電力送配電株式会社（以下「丙」といい、甲・乙・丙をあわせて以下「3者」という。）は、相互の連携を強化し、地方創生を推進するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、3者が相互の緊密な連携と協力により、地域が抱える課題やニーズに対応し、地方創生に寄与することを目的とする。

2020年12月 日

(連携事項)

第2条 3者は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 地域の安全安心、災害対策に関すること
- (2) 環境・エネルギーに関すること
- (3) 観光振興・まちづくりに関すること
- (4) 産業の創出や活性化に関すること

2 3者は、前項各号に定める事項を効果的に実施するため、必要な都度、協議を行うものとする。

甲 福井県吉田郡永平寺町松岡春日1-4
永平寺町長

河合永充 (自署)

乙 福井県福井市日之出1丁目4番1号
北陸電力株式会社
執行役員 福井支店長

村田良昭 (自署)

丙 福井県福井市日之出1丁目4番1号
北陸電力送配電株式会社
執行役員 福井支社長

古田勝 (自署)

(有効期間)

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から2022年3月31日までとし、有効期間満了の日の1か月前までに、3者いずれからも申し出がない限り、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、本協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

(守秘義務)

第4条 3者は、本協定の検討又は実施により知り得た相手方の秘密情報（秘密情報である旨が明示された情報に限る。）を相手方の承諾なしに、第三者に開示又は提供等してはならない。

2 3者は、前条に定める有効期間の満了により本協定が効力を失った後も前項の秘密保持の義務を負う。